

大阪市告示第1158号の3

令和8年9月16日に執行する大阪都市計画事業淡路駅周辺地区土地区画整理審議会委員選挙について、施行地区内の宅地の所有者のうちから選挙される委員の選挙においても、施行地区内の宅地について借地権を有する者のうちから選挙される委員の選挙においても土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第24条第2項の規定による届出のあった候補者の数が選挙すべき委員の数をこえないので、同令第26条の規定により投票を行わない旨を公告する。

令和8年8月28日

大阪市長 横山英幸

（都市整備局淡路・三国東土地区画整理事務所）

（令和8年8月28日揭示済）